

高齢者福祉サービス① 日常生活にお困りの方へ

日常生活でお困りのことがある方へ、その内容により次のサービスを行います。

高齢者等除雪サービス

対象者	65歳以上のみで構成される世帯および身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方のみで構成される世帯で、除雪作業が困難な方
内 容	日常生活上必要不可欠な範囲の除雪作業を行います。 除雪範囲：玄関から直近の公道まで、灯油タンク・ガスボンベ周辺、車庫から直近の公道まで（日常的に車両の利用が必要と認められる場合）、必要に応じて雪で塞がれる換気窓や採光用の窓周辺となります。（1日1時間まで）
利用料	200円／30分（午前8時～午後6時） 300円／30分（午前6時～8時および午後6時～10時）
申 込	総合福祉課・各庁舎窓口 （毎年度、更新手続きが必要です。10月より申請受付を行います。）

緊急通報装置の設置

対象者	持病や障がいのある65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯などで、調査の結果必要と認められた方
内 容	緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に対応を行います。 固定電話の設置または携帯電話の保有と、協力者3名の登録が必要です。（3名のうち1名には、ご自宅の鍵を預けていただきます。） 認知症などで通報装置を操作できない方は対象外となります。
利用料	540円／1か月（生活保護世帯は無料）
申 込	総合福祉課・各庁舎窓口

訪問理美容サービス

対象者	高齢者および身体障害者など下肢が不自由な在宅の方で、理美容院へ出向くことが困難な方（原則、要介護3以上または身体障害者手帳の障害等級が下肢・体幹2級以上）
内 容	理美容師が自宅を訪問し、散髪等を行います。 2か月に1回、年6回までの利用となります。
利用料	散髪代金 （理美容師の出張費として1回につき2,000円を市が負担）
申 込	総合福祉課・各庁舎窓口（毎年度、更新手続きが必要です。）

食の自立支援（配食サービス）

対象者	調理が困難な65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみで構成される世帯で、調査の結果、配食が必要と認められた方
内 容	食生活の自立を支援するために、昼食または夕食の配食をします。 利用回数は、週2回までとなります。
利用料	440円／1回
申 込	介護保険課・各庁舎窓口（毎年度、更新手続きが必要です。）

救急医療情報キット（あんしんキット）

対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ② 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護度3・4・5の方
- ④ 身体障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑤ 青森県愛護手帳Aの交付を受けている方
- ⑥ 精神障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑦ 乳幼児・妊娠婦の方
- ⑧ 外国人の方
- ⑨ その他、市長が必要と認める方

内 容

迅速な救命活動につなげるため、かかりつけ医や服薬中の薬など、救急時に必要な情報を予め記載しておくキットを配付しています。

申 込

総合福祉課・各庁舎窓口

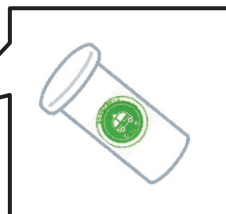
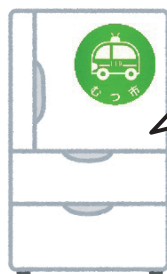
①キットを作成

→

②冷蔵庫に保管
（目印を貼付）

→

③救急時に活用



※常に新しい情報を入れておくことが重要です。
記載されている内容を定期的に確認してください。

高齢者福祉サービス② 外出することでお困りの方へ

外出することでお困りの方へ、次のサービスを行います。

外出支援サービス

対象者

高齢者および身体障害者など下肢が不自由な在宅の方で、車いすまたはストレッチャーを利用しなければ移動することが困難な方（原則要介護3以上または身体障害者手帳の障害等級が下肢・体幹2級以上）
※上記以外の方の登録・利用についてはご相談ください。

内 容

福祉輸送車両（車いすまたはストレッチャー対応）により送迎します。
【利用までの流れ】

①事前に会員登録を行います。

会員登録料1,230円

②事前に利用券を購入してください。

（利用の際に現金での支払いはできません。）

③利用する期日を社会福祉協議会へご予約ください。

※利用券購入および利用の際に会員登録証をご提示ください。

利用料

走行距離数により次の利用料金となります。

走行距離	利用料
3kmまで	600円
5kmまで	900円
10kmまで	1,200円
15kmまで	1,400円
20kmまで	1,600円
25kmまで	1,800円
30kmまで	2,000円
35kmまで	2,200円
40kmまで	2,400円
45kmまで	2,600円
50kmまで	2,800円
50kmを超える場合	10kmにつき700円

申 込

●登録・利用券購入先：総合福祉課・各庁舎窓口
（毎年度、更新手続きが必要です。）

●予約先：むつ市社会福祉協議会

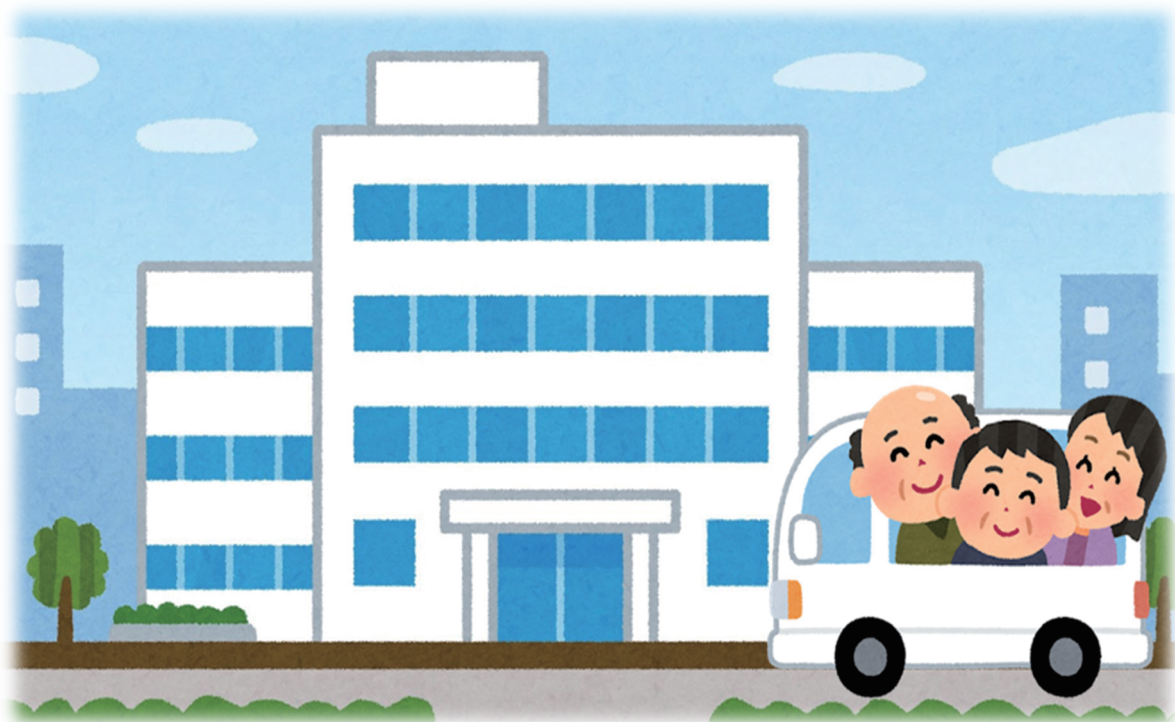
むつ地区 22-1413

川内地区 42-2002

大畑地区 34-3537

脇野沢地区 44-3550

福祉タクシー等利用助成	
対象者	ストレッチャーを使用しなければ移動することが困難な高齢者や身体障害者の方
内 容	ストレッチャー付きの福祉タクシーなどを利用して医療機関に通院した場合に、利用料金の一部（ストレッチャー利用加算の部分）を助成します。
申請方法	申請は福祉タクシーを利用した年度内（3月31日まで）にお願いします。 申請時に準備していただくもの ・公共交通機関などの領収書（乗車料金、ストレッチャー利用加算の確認ができるもの） ・医療機関の領収書など（通院日が確認できるもの） ・助成金振込口座の通帳 ・代理申請の場合は、代理人の身分を証明できるもの
助成額	1回につき支払った加算部分と2,500円を比較していずれか少ない額
申 込	総合福祉課・各庁舎窓口



高齢者福祉サービス③ 在宅介護でお困りの方へ

家族介護の支援およびその他高齢者に必要な支援を行います。

家族介護用品の支給

対象者	要介護4または5と認定された方を自宅で介護している家族（高齢者のひとり世帯は外部から介護をしている家族）で、市民税非課税世帯の方（要介護者が施設入所している場合は対象外）
内 容	自宅を訪問し介護用品を支給します。（1か月5,000円分まで）
利用料	無料（5,000円を超えた部分は自己負担となります。）
申 込	介護保険課・各庁舎窓口（毎年度、更新手続きが必要です。）

家族介護慰労金の支給

対象者	要介護4または5と認定され、過去1年間介護保険サービスを受けていない方（1週間程度の短期入所および入院を除く）を自宅で介護している家族のうち、市民税非課税世帯で介護保険料の滞納のない方
内 容	慰労金年額5万円を支給します。
申 込	介護保険課・各庁舎窓口

家族介護教室

対象者	高齢者を介護している家族や地域住民
内 容	介護に関する学習や実習を行います。 在宅介護支援センターによるチラシ、広報むつ等でご案内します。
利用料	無料
申 込	市内在宅介護支援センター（⇒2ページ）

認知症SOSネットワーク（おかえりネット）

対象者	概ね65歳以上の方で、認知症状がある方や、徘徊により、所在不明になるおそれがある方
内 容	市に事前登録していただき、もし、登録していた方が、徘徊などで行方不明となった時は、市内の協力事業所に、行方不明者の情報提供をお願いします。
申 込	介護保険課・各庁舎窓口

避難行動要支援者支援制度

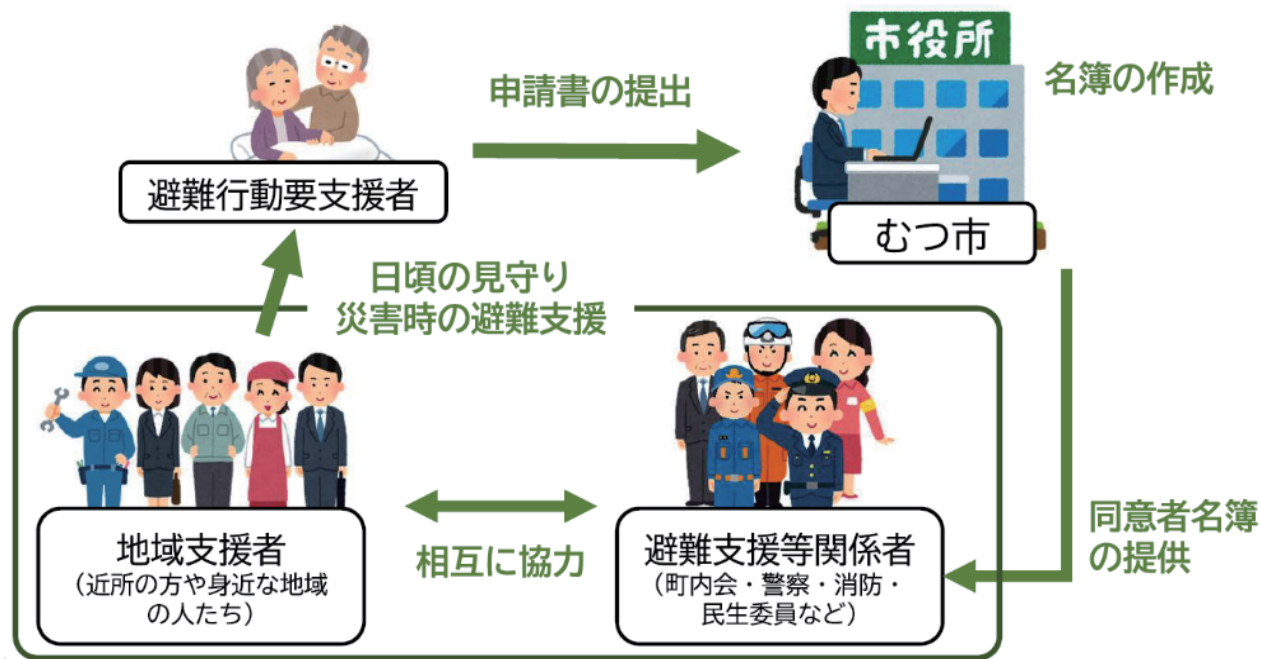
災害時に他からの支援を得られずに自力での避難が困難な方々（以下「避難行動要支援者」）を対象に、ご自身の個人情報などをあらかじめ市に登録していただいております。これは、いざという時に備えるとともに、登録した情報を避難行動要支援者を支援していただける方々と共有することにより、普段からの見守りや災害時における情報の伝達、安否確認、その後の対応を迅速かつ的確に行うためのものです。

登録の対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ② 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護度3・4・5の方
- ④ 身体障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑤ 青森県愛護手帳Aの交付を受けている方
- ⑥ 精神障害者手帳1級および2級の交付を受けている方
- ⑦ 乳幼児・妊産婦の方
- ⑧ 外国人の方
- ⑨ その他、市長が必要と認める方

※家族などの支援を受けることのできる方や、施設入所者や入院されている方などといった非在宅者は対象外となります。

※⑦については、登録期間に限りがあります。



申込 総合福祉課・各庁舎窓口